

香 選 第125号  
令和6年1月15日

香芝市議会議長  
川田 裕 様

香芝市選挙管理委員会  
委員長 喜寿 成典



### 回 答 書

令和6年1月10日付けで香芝市議会基本条例に基づき提出された質問状について、下記のとおり回答します。

#### 記

質問1 香芝市内各所に掲出されている、『市長になろうとする者』の単独ポスターについて、市民から、香芝市長選挙の日程が公式に決定した今、その当該『市長になろうとする者』単独でのポスターは、公職選挙法に違反しているのではないかとの問合せがあった。

弊職が、奈良県のホームページ等から確認したところ、『市長になろうとする者』の届けのある者については、当該選挙の公職の任期六月前以内の期間においては、2人以上の複数名において、面積按分等の制約基準を満たしているものについてのみ許可されるものであるとの認識を得ているところである。そこで確認するが、香芝市としては、問い合わせがあったような『市長になろうとする者』の単独ポスター等が掲出されていることは認識しているか？

(回答) 回答期日現在において、ご質問にあるポスターが掲出されている事実は確認済みです。

質問2 もしそのようなポスター等が掲出されているとすれば、それは公職選挙法に違反するか？

(回答) お見込みのとおり、公職選挙法第143条第16項及び同条第19項の規定により、市長任期満了の日(令和6年6月2日)の6月前の日から選挙期日までの間に当該ポスターを掲示することは違反となります。

質問3 そのような、公職選挙法違反の状態で見出されているポスター等が存在するならば、香芝市選挙管理委員会としては、どのように対応するか？

また、現時点において、公職選挙法に違反しているポスター等に対しては、警告または撤去命令は発出されているか？

さらに、もし仮に、既に警告や撤去命令等が発出されているならば、その証明として、発出された警告あるいは撤去命令等の文書の写しを添付されることを求める。

(回答) 公職選挙法第147条の規定により、あらかじめ管轄警察署長に通報のうえ、当該違反ポスターを撤去させる命令を発出することになります。

質問1の回答により、現時点で違反ポスターを確認できているものについては、令和5年12月22日付けで上記撤去命令を発出しております。今後においても、当選挙管理委員会にて確認できた違反ポスターについては、随時撤去命令を発出する予定であります。

文書の写しの添付については、質問4の回答にもあるように、今後の事件性に発展する場合となることも想定し、差し控えさせていただきたいと考えます。

質問4 そのような、警告または撤去命令等が発出されている場合、それを無視し、公選法違反のまま、掲示掲出し続けている場合、罰則等はあるのか？また、その対応として、刑事告発等の手続きに進めるのか？

(回答) 公職選挙法第243条の規定により、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金の罰則があります。

本市選挙管理委員会としては、公正な選挙執行を行う立場として、当該選挙違反が看過できないものについては、刑事告発等も視野に入れた対応をする必要があるのではないかと考えます。

質問5 現時点では公職についていないが、今後、公職に就くことを念頭に、公職者でない者が街頭等で政治活動を行うこと自体は問題はないが、しかし、その政治活動を行う上で、上記質問で質してきたように、公職選挙法に違反し、警告または撤去命令を受けている掲示物としての『市長になろうとする者』単独のポスター等を自らの近傍(路上等)に借設置した状態で、街頭における政治宣伝活動を行うことは、これも当然、公職選挙法に違反するものと考えているが、香芝市選挙管理委員会の見解はどうか？

(回答) 本問のような選挙運動期間以外に候補者等が政治活動の一環として、

街頭や駅前などで街頭演説やあいさつ行為を行う場合において、候補者等の氏名や氏名が類推されるような事項が表示された文書図画を掲示する行為は、公職選挙法における禁止行為に該当するものと考えます。

質問6 上記公職選挙法違反のポスター等を使用した政治活動は、直近の事例としては令和6年1月9日に確認されているが、そのような、公職選挙法違反に該当するポスター等を使用した街頭における政治宣伝活動が、そのポスターに対し、警告または撤去命令が発出された後も、その警告または撤去命令を無視して尚なされ続けているならば、それは、遵法精神を大きく欠く、相当程度に悪質な行為であると考えますが、香芝市選挙管理委員会の見解はどうか？

(回答) 現時点では、本市選挙管理委員会として上記の事実は確認中ではありますが、撤去命令を発出した以降においても掲示していることは、悪質な行為とみなされても致し方ないものと考えます。

また、そのような行為に対しては、公職選挙法第243条の規定により2年以下の禁錮または50万円以下の罰金という罰則があります。

質問7 以上、これまで質問してきたような、公職選挙法違反を繰り返し継続する者が『市長になろうとする者』として政治活動を行っていることには、大変大きな問題であり、それを放置することは香芝市選挙管理委員会として看過すべきことではないと考えますが、どうか？さらにそれを踏まえ、今後の香芝市選挙管理委員会の対応方針を問う。

(回答) 本市選挙管理委員会としては、選挙が公明かつ適正に行われるように公職選挙法に違反する者に対しては、同法等の規定に基づいて警察行政と連携を図りながら厳正な取り締まりを図ってまいりたいと考えます。

